

## 赤塚税務会計事務所通信

## 補助金

## ～一般的な4つの補助金のご紹介～

物価上昇にともなう賃上げ対応、社会保険加入対象者の拡大や働き方改革などビジネスを取り巻く環境は日々厳しくなっていますね。このような諸問題への対応を支援するため、国、地方公共団体等は様々な補助金制度を用意しています。今回は補助金の中から、国が実施している補助金の内、4制度の概略をお伝えします。

**事業再構築補助金**

事業再構築補助金は、新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築を支援する制度です。

「成長分野進出枠」や「コロナ回復加速枠」などの類型ごとに補助上限額(1,500万円～5億円)が設けられています。また、類型と会社規模ごとに補助率(1/3～3/4)が設けられています。

補助対象経費の例としては、建物、機械装置、システム構築費、外注費、広告宣伝費、販売促進費などです。

申請にあたっては、事前に事業計画を作成し認定支援機関の確認を受けることが必要となります。第12回の公募期間は4/23～7/26となっています。

**IT導入補助金**

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する補助金です。

対象となるITツール(ソフトウェア、サービス等)は事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開

(登録)されているものとなります。

また、相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含まれます。

IT導入補助金については次のような類型が設けられています。

- ① 事業のデジタル化を目的としたソフトウェアシステムの導入を支援する通常枠(補助率 1/2 以内、補助額 450 万円以下)
- ② インボイス制度に対応した会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトの導入を支援するインボイス枠(補助率 2/3～4/5、補助額 350 万円以下)
- ③ サイバー攻撃の増加に伴う潜在的なリスクに対処するため、サイバーインシデントに関する様々なリスク低減策を支援するセキュリティ対策推進枠(補助率 1/2 以内、補助額 100 万円以下)
- ④ 業務上つながりのある「サプライチェーン」や、特定の商圈で事業を営む「商業集積地」に属する複数の中小企業・小規模事業者のみならずが連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みを支援する複数社連携IT導入枠(補助率や補助額については補助対象経費の種類や連携するグループの構成員数により区分されます)

～裏面に続きます～

## 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは小規模事業者が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス制度の導入等)等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とするものです。

「通常枠」、「賃金引上げ枠」、「卒業枠」、「後継者支援枠」、「創業枠」という類型が設けられています。

事業者が経営計画を作成し、商工会議所又は商工会の支援を受けながら取り組みます。

補助対象経費は、機械装置等、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、新商品開発費などです。

補助率は 2/3、補助上限額は通常枠については 50 万円、その他の類型については 200 万円となっています。

## ものづくり補助金

ものづくり補助金とは、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援するものです。

現時点では、公募はされておりませんが、今後も引き続き行われる可能性が高いものですので、直前の 18 次公募の情報を基にお伝えします。

補助率は中小企業 1/2、小規模事業者 2/3 となっており、補助上限額は従業員数や大幅賃上げの有無、申請類型により異なりますが、750 万円～1 億円の間で設定されています。

省力化(オーダーメイド)枠、製品・サービス高付加価値枠、グローバル枠といった類型が設けられています。

補助対象経費は、機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連諸費、外注費などです。

- ① 付加価値額の年平均成長率 3%以上
- ② 給与支給総額の年平均成長率 1.5%以上、
- ③ 事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30 円以上

といった要件も満たす 3～5 年の事業計画書を策定し実行する必要があります。

## まとめ

補助金については、ここに挙げたもの以外にも様々な制度が設けられています。あくまでも補助金ですので、対象経費の一部は自社で負担する必要がありますが、大規模な設備投資やシステム導入を予定している場合や、販路開拓等を目指している場合には、積極的に活用しましょう。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL [akatsuka@a-taxlaw.com](mailto:akatsuka@a-taxlaw.com) HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！